

議案第24号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 前条の単純な労務に雇用される職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第15条 第4条及び第6条の規定は、<u>法第22条の4第3項</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(臨時職員等の給与)</p> <p>第19条 臨時に雇用された者の給与については、前各条の規定にかかわらず、他の職員</p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 前条の単純な労務に雇用される職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第15条 第4条及び第6条の規定は、<u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定</u>により採用された職員には適用しない。</p> <p>(臨時職員等の給与)</p> <p>第19条 臨時に雇用された者の給与については、前各条の規定にかかわらず、他の職員</p> |

| | |
|---|---|
| <p>の給与との権衡を考慮して支給する。常時勤務を要しない者（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与についても同様とする。</p> | <p>の給与との権衡を考慮して支給する。常時勤務を要しない者（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与についても同様とする。</p> |
| <p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p> | |

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条及び第6条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。

令和4年12月2日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松 井 一 郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給与の種類及び基準を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。